

入札説明書

【最低価格落札方式】

業務名称：JICA 東京低濃度 PCB 廃棄物の収集運搬及び
処分業務委託

- 第1 入札手続
- 第2 業務仕様書
- 第3 経費に係る留意点
- 第4 契約書（案）
- 別添 様式集

2020年10月7日
独立行政法人 国際協力機構
東京センター

第1 入札手続

本件に係る入札公告に基づく入札については、この入札説明書によるものとします。

1. 公告

公告日 2020年10月7日

調達管理番号 20c00592000000

2. 契約担当役

東京センター 契約担当役 所長

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：JICA 東京低濃度 PCB 廃棄物の収集運搬及び処分業務委託
(一般競争入札(最低価格落札方式))

(2) 業務仕様：「第2 業務仕様書」のとおり

(3) 業務履行期限(予定)：2021年3月31日

4. 担当部署等

(1) 書類等の提出先

入札手続き窓口、各種照会等及び書類等の提出先は以下のとおりです。なお、本項以降も必要な場合にはこちらが連絡先となります(以降の文中で参照先にしています)。

〒151-0066

東京都渋谷区西原 2-49-5

独立行政法人国際協力機構 東京センター 総務課

【担当者】 塩高

【電話番号】 03-3485-7081

【電子メールアドレス】 tictga@jica.go.jp

(2) 書類授受・提出方法

・郵送等による場合：(1) 宛

なお、簡易書留、レターパック等、配達業者発行の受付記録が残る方法に限ります。

・持参の場合：同センター受付にて担当者をお呼び出してください。

受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後5時(午後0時30分から午後1時30分を除く)となります。

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることも認めません。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画または再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者。

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争参加資格確認申請書の提出期限日において上記規程に基づく資格停止期間中の場合、本入札には参加できません。
- b) 資格停止期間前に本入札への競争参加資格確認審査に合格した場合でも、入札執行時点において資格停止期間となる場合は、本入札には参加できません。
- c) 資格停止期間前に落札している場合は、当該落札者との契約手続きを進めます。

(2) 積極的資格制限

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。¹

2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条の4第1項の規定による許可を受けている者は参加資格を有する。

ただし、その者が第14条の4第6項もしくは第15条の4の4第1項の規定による許可・認定を受けていない場合には、当該許可を受けている者から確約

¹ 平成31・32・33年度は令和01・02・03年度に読み替えてください。

書（別紙様式集）の提出を必要とする。

3) 日本国登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

4) 業務説明会に参加すること。

(3) 共同企業体、再委託について

1) 共同企業体

共同企業体の結成は不可とします。

2) 再委託

a) 再委託は原則禁止となりますが、一部業務の再委託を希望する場合は、再委託予定業務内容、再委託先企業名等を記述してください。

b) 再委託の対象とする業務は、本件業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的な業務に限ります。

c) 当機構が、再委託された業務について再委託先と直接契約を締結することや再委託先からの請求の受理あるいは再委託先へ直接の支払いを行うことはありません。

d) なお、契約締結後でも、発注者から承諾を得た場合には再委託は可能です。

(4) 競争参加資格の確認

競争参加資格を確認するため、4) を提出してください（共同企業体結成の場合には返信用封筒は代表者の宛先を記載した1通で構いません）。

1) 提出期限：2020年10月28日（水）正午まで

2) 提出場所：「4.（1）書類等の提出先」参照

3) 提出方法：郵送または持参（郵送の場合は上記の提出期限までに到着するものに限る）

4) 提出書類：

a) 競争参加資格確認申請書（様式集参照）

b) 全省庁統一資格審査結果通知書（写）

令和01・02・03年度全省庁統一資格審査結果通知書（写）

c) 上記3.（1）の役務に関し「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）第14条の4第1項の規定による許可を有することを証する書類の写し。

（ただし、処分業者との提携により入札に参加する者は、それぞれ当該者に係る許可の写しを併せて提出すること。）

5) 確認結果の通知

競争参加資格の確認の結果はメールで通知します。2020年10月30日（金）までに結果が通知されない場合は、「4.（1）書類等の提出先」に照会ください。

6. 業務内容説明会の開催

競争参加希望者に対し説明会を開催します。業務の具体的内容をよく理解していただくため、説明会への参加は競争参加資格の要件とします。

- (1) 開催日時 2020年10月16日(金)午後2時00分
- (2) 開催場所 独立行政法人国際協力機構 東京センター
セミナールーム 403
東京都渋谷区西原 2-49-5

(3) その他

- 1) 説明会への参加希望者は、2020年10月15日(木)正午までに電子メール(宛先は上記4.(1)参照)にて、社名及び参加者氏名を連絡願います。メールタイトルは以下のとおりとしてください。

【説明会出席希望】: JICA 東京低濃度 PCB 廃棄物の収集運搬及び処分業務委託

- 2) 当日説明会場では本件入札説明書の交付はしませんので、必ず事前に入手の上、持参してください。

7. 下見積書

本競争への参加希望者は、競争参加資格の有無について確認を受ける手続きと共に、以下の要領で、下見積書の提出をお願いします。

- (1) 下見積書には、商号または名称及び代表者氏名を明記し、押印してください
- (2) 様式は任意ですが、金額の内訳を可能な限り詳細に記載してください。
- (3) 費税及び地方消費税の額(以下「消費税額等」)を含んでいるか、消費税額等を除いているかを明記してください。
- (4) 見積書提出後、その内容について当機構から説明を求める場合があります。
- (5) 提出期限、提出方法、提出場所は「5.の競争参加資格(4)競争参加資格の確認」と同じです。

8. 入札説明書に対する質問

業務仕様書の内容等、この入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い書面により提出してください。

(1) 提出期限

2020年10月20日(火)正午まで

(2) 提出方法・提出先

電子メール(宛先は上記4.(1)参照)

注) 公正性・公平性等確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。ご了承ください。

- ・メールタイトルは以下のとおりとしてください

【入札説明書への質問】業務名称: JICA 東京低濃度 PCB 廃棄物の収集運搬

及び処分業務委託

- ・宛先電子メールアドレス：<mailto:tictga@jica.go.jp>
- ・当機構は圧縮フォルダの受信ができませんので、圧縮せずに送信下さい。
- ・機構より電子メールを受信した旨の返信メールをお送りします。
- ・質問様式は別添様式集を参照ください。

(3) 質問への回答方法

質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

- 1) 2020年10月23日(金)午後4時以降、以下の機構のウェブサイト上に掲示します。

国際協力機構ホームページ (<https://www.jica.go.jp/index.html>)

- 「調達情報」
- 「公告・公示情報」
- 「国内拠点等における契約情報一覧」
- 「各国内拠点(JICA研究所を含む)における公告・公示情報- 工事、物品購入、役務等-」(2020度)」
- 「JICA 東京」

(<https://www.jica.go.jp/chotatsu/domestic/koji2020.html#tokyo>)

- 2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものととして取り扱います。

9. 入札執行(入札会)の日時及び場所等

- (1) 日時：2020年11月6日(金)午後2時00分～

- (2) 場所：東京都渋谷区西原2-49-5

独立行政法人国際協力機構

東京センター セミナールーム 403

※入札会会場の開場時刻は入札会開始時刻の5分前となります。フロントで入館受付後ロビーにて待機いただき、同時刻になりましたら入室してください。

- (3) 入札会には、代表者若しくは代理人(委任状を要す。)の参加を求めます。

- (4) 必要書類等：入札会への参加に当たっては、以下の書類等をご準備ください。

- 1) 委任状 1通(様式集参照。代表権を有する者が出席の場合は不要。)

- 2) 入札書 3通(様式集参照。)

- 3) 印鑑、身分証明書：

入札会場で書類を修正する必要がある場合に、委任状に押印したものと同一印鑑が訂正印として必要になりますので、持参して下さい。

なお、代表権を有する者が出席の場合は、社印又は代表者印に代えて同人の個人印を訂正印として使用することを認めますが、本人であることの確認のため、身分証明書等の提示を求めることがあります。

(5) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合は、その場で再入札を実施します。

再入札に参加する（再入札に係る入札書を提出する）者は、上記の委任状により再入札に参加する権限が委任されていることと押印された入札書が必要となりますので、ご注意ください。

(6) その他

入札会場で書類を修正する必要がある場合に、以下の手続きが必要となりますので、ご注意ください。

- 1) 代理人が参加する場合、委任状に押印したものと同一印鑑が訂正印として必要になりますので、持参してください。
- 2) 代表権を有する者が参加の場合は、修正箇所に、社印または代表者印に代えて同人の個人印を訂正印として使用することを認めますが、代表権者本人であることの確認のため、身分証明書の提示を求めることがあります。

10. 入札書

- (1) 持参とし、郵送又は電送による入札は認めません。
- (2) 入札書は入札件名、入札金額を記入して、次のいずれかの方法により記名捺印し、封入のうえ、入札事務担当者の指示に従い入札箱に投入してください。
 - 1) 代表権を有する者自身による場合は、その氏名及び職印（個人印についても認めます）。
 - 2) 代理人を定める場合は、委任状を提出のうえ、法人の名称又は商号並びに代表者名及び受任者（代理人）名を記載し、代理人の印（委任状に押印したものと同一印鑑）を押印することで、有効な入札書とみなします。
 - 3) 委任は、代表者（代表権を有する者）からの委任としてください。
- (3) 入札価格は、千円単位とします。千円未満の端数がある入札価格が提示された場合は、千円未満の端数を切り捨てた金額を入札価格とみなします。
- (4) 入札価格の評価は、「第2 業務仕様書」に対する総価（円）（消費税等額を除いた金額）を持って行います。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法及び地方消費税法の規定により定められた税率により算定された額を加算した金額をもって落札金額とします。
- (6) 入札者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。
- (7) 入札者は、入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (8) 入札保証金は免除します。

11. 入札書の無効

次の各号のいずれかに該当する入札書は無効とします。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- (3) 委任状を提出しない代理人による入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札で、その訂正について押印のない入札
- (6) 入札件名、入札金額の記載のない入札、誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一入札者による複数の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札
- (10) 条件が付されている入札

12. 入札執行（入札会）手順等

(1) 入札会の手順

1) 入札会参加者の確認

機構の入札事務担当者が入札会出席者名簿を回付し、各出席者へ署名を求め、入札会出席者の確認をします。入札に参加できる者は各社1名とし、これ以外の者は入札場所に立ち入ることはできません。

2) 入札会参加資格の確認

各出席者から委任状（代表権を有する者が参加の場合は不要）を受理し、入札事務担当者が参加者の入札会参加資格を確認します。

3) 入札書の投入

各参加者は、入札書を封入のうえ、入札箱へ投入します。

4) 開札及び入札書の内容確認

入札事務担当者が、投入された入札書の記載内容を確認します。

5) 入札金額の発表

入札事務担当者が各応募者の入札金額を低い順番から読み上げます。

6) 予定価格の開封及び入札書との照合

入札執行者が予定価格を開封し、入札金額と照合します。

7) 落札者の発表等

予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。ただし、入札金額が著しく低い等、当該応募者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その次に価格の低い者を落札者とします。

入札執行者が「落札」、または、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は「不調」を発表します。

8) 再度入札（再入札）

「不調」の場合には再入札を行います。再入札を2回（つまり合計3回）

まで行っても落札者がいないときは、入札を打ち切ります。再入札を行う際は、入札会出席者の希望に基づき、休憩を挟む場合があります。

- (2) 「不調」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、次のように入札書金額欄に「入札金額」の代わりに「辞退」と記載し、入札箱に投函してください。

金			辞				退			円
---	--	--	---	--	--	--	---	--	--	---

- (3) 入札者の失格
入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。
- (4) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、抽選により落札者を決定します。
- (5) 不落随契
入札が成立しなかった場合、随意契約の交渉に応じて頂く場合があります。
- (6) 落札者と宣言された者の失格
入札会において落札者と宣言された者について、入札会の後に、以下の条件に当てはまると判断された場合は、当該落札者を失格とし、改めて落札者を確定します。
- 1) その者が提出した入札書に不備が発見され、11. に基づき「無効」と判断された場合
 - 2) 入札金額が著しく低い等、当該応札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる場合

1.3. 入札金額内訳書の提出、契約書作成及び締結

- (1) 落札者からは、入札金額の内訳書（社印不要）の提出を頂きます。
- (2) 「第4 契約書（案）」に基づき、速やかに契約書を作成し、締結するものとします。契約保証金は免除します。
- (3) 契約条件、条文については、「第4 契約書（案）」を参照してください。なお契約書（案）の文言に質問等がある場合は、「8. 入札説明書に対する質問」の際に併せて照会してください。

1.4. 情報の公開について

本競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達に適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>）
競争への参加及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- a) 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再

就職していること

b) 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

a) 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

b) 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

c) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

d) 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

15. その他

(1) 機構が配布・貸与した資料・提供した情報（口頭によるものを含む）は、本件業務の見積書を作成するためのみに使用することとし、複写または他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) 競争参加資格がないと認められた者、または入札会で落札に至らなかった者はその理由について、前者についてはその通知日から2週間以内、後者については入札執行日から2週間以内に説明を求めることができますので、ご要望があれば「4. (1) 書類等の提出先」までご連絡願います。

(3) 辞退理由書

当機構では、競争参加資格有の確認通知を受けた後に入札を辞退される者に対し、辞退理由書の提出をお願いしております。

辞退理由書は、当機構が公的機関として競争性の向上や業務の質の改善につなげていくために、内部資料として活用させていただくものです。つきましては、ご多忙とは存じますが、ご協力の程お願い申し上げます。

なお、内容につきまして、個別に照会させて戴くこともありますので、予めご了承ください。また、本辞退理由書にお答えいただくことによる不利益等は一切ありません。本辞退理由書は今後の契約の改善に役立てることを目的としているもので、その目的以外には使用いたしませんので、忌憚のないご意見をお聞かせいただければ幸いです。辞退理由書の様式は、様式集のとおりです。

第2 業務仕様書

この業務仕様書は、独立行政法人国際協力機構東京センターが実施する「JICA 東京低濃度 PCB 廃棄物の収集運搬及び処分業務委託」に関する業務の内容を示すものです。本件受託者は、この業務仕様書に基づき本件業務を実施します。

1. 業務の目的

本業務は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45 年法律第137 号）の規定に基づき、東京センターが保管している低濃度ポリ塩化ビフェニル含有廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）の収集・運搬及び処分をすることを目的とする。

2. PCB廃棄物の保管場所

東京都渋谷区西原2-49-5

独立行政法人 国際協力機構 東京センター 構内倉庫

保管場所については別紙1 参照。

3. 履行期限

契約締結日から2021年3月31日（水）まで

4. 業務対象PCB廃棄物

高圧トランス	200kVA	総重量	781kg	PCB濃度	8.9mg/kg
高圧トランス	150kVA	総重量	682kg	PCB濃度	6.4mg/kg
高圧トランス	50kVA	総重量	200kg	PCB濃度	17mg/kg
高圧コンデンサ	0.001 μ F	総重量	17kg	PCB濃度	4.2mg/kg

詳細は別紙2のとおり。

5. 法令順守

業務の遂行にあたっては、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「低濃度 PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」、「低濃度 PCB 廃棄物の処理に関するガイドライン（環境省）」その他関連法令を遵守するものとする。

6. 業務内容

(1) 業務実施時期

PCB 廃棄物の搬出日は、土曜日、日曜日、祝日を除く、平日の9時00分から17時00分までを原則とする。また複数日も可とする。

収集運搬業者及び処分業者は、担当職員と搬出日及び処理場搬入日の調整の上、

業務を実施すること。また、履行期限内に最終処分を完了すること。

(2) 収集運搬業務

運搬業者は、PCB保管庫から廃棄物を搬出し、運搬車両に積載・運搬し、処分業者へ引き渡すこと。

なお、PCB廃棄物は、隣接する2カ所のPCB保管庫に保管している状態にあり、漏れ防止の金属製トレイに収納している。うち漏洩のある金属製トレイも運搬・処分対象に含む。

(3) 処分業務

収集運搬したPCB廃棄物は、廃棄物の処理法及び清掃に関する法律第15条の4の4の第1項に基づく大臣認定または同法第14条の4第6項に基づく許可内容に従い、適正に処理及び処分を行うこと。

処分業者は、引き渡された廃棄物の無害化処理を行い、機器本体のほか、漏洩防止容器類を含む全てを再生資源化又は最終処分すること。

7. 業務責任者

受託者は、業務の管理を行う業務責任者を定め、委託者に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも同様とする。

8. 委託業務実施計画

受託者は、契約締結後速やかに、委託業務実施計画書を委託者に提出する。委託業務実施計画書には、運搬計画書を添付すること。搬出方法及び運搬用車両への積み込み場所を変更する場合は、委託者と協議のうえ決定し、委託業務実施計画書に変更内容を記載すること。

9. 業務の報告

受託者は、業務終了後、委託業務完了報告書を委託者に提出する。なお、同報告書には作業状況の写真及びマニフェスト（収集運搬業務：B2票、処理業務：D、E票）を添付すること。

10. その他留意点

- ・PCB廃棄物の搬出に際しては、保管庫の解体が必要となる。保管庫の解体費用も積算に含めること。ただし、解体した保管庫の廃棄物については東京センターにて別途処分するため、費用に含める必要はない。
- ・東京センターは傾斜地に立地しており、車両の乗り入れに制約がある。PCB廃棄物の搬出方法、搬出ルートについては、現地を確認した上で、適切な方法を検討し、その費用を積算すること。

- ・クレーン等収集・搬出機械について、委託者構内および周辺の住民への安全面に十分に配慮した作業とすること。
- ・構内での作業にあたっては、必要な養生を行い、他の部分への汚損、毀損等をおこさぬように配慮すること。
- ・構内において汚損、毀損等を生じた場合は、受託者の負担で速やかに原状に復旧すること。
- ・受託者は、業務の実施にあたり、自治体等へ必要な届出がある場合には速やかに届出ること。なお、届出に要する費用は受注者の負担とする。

11. 支払条件

- (1) 検査終了後、適正な請求書を受領した日から30日以内に支払う。
- (2) 収集運搬業務を行う者と処分業務を行うものが異なる場合は、一括して受注した競争参加者に支払うものとする。

12. 協議

この仕様書について疑義が生じた事項又はこの仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者で協議するものとする。

以上

周辺地図



保管場所



低濃度PCB廃棄物一覧表

届出(管理)番号	18-001	18-002	18-003	23-001
廃棄物の種類	高圧トランス	高圧トランス	高圧コンデンサ	高圧トランス
製造者名	(株)東京芝浦電気	(株)東京芝浦電気	光商工(株)	三菱電機(株)
製造年	1975年	1974年	1976年	1983年
製造番号	75006734	74051820	630342	G170142
型式	HCR-S1	HCR-S1	ZPC-1	SF-1
定格容量 [kVA]	200	150	0.001 μ F	50
油量 [L]	242	243	不明	38
PCB濃度 [mg/kg]	8.9	6.4	4.2	17
重量 [kg]	781	682	17	200
機器幅 [mm]	920	920	450	570
機器奥行 [mm]	660	620	220	430
機器高さ [mm]	1,250	1250	200	720
ブッシング高さ [mm]	160	160	190	120
全高 [mm]	1250	1250	390	720
容器	金属製トレイ	金属製トレイ	金属製トレイ	金属製トレイ
数量	1	1	1	1
容器材質	—	—	—	—
夾雑物の有無	無し	無し	無し	無し
保管場の状態	屋外(専用保管庫)	屋外(専用保管庫)	屋外(専用保管庫)	屋外(専用保管庫)
漏洩の有無	無し	有り	無し	無し

第3 経費に係る留意点

1. 経費の積算に係る留意点

経費の積算に当たっては、業務仕様書に規定されている業務の内容を十分理解したうえで、必要な経費を積算してください。積算を行う上での留意点は以下のとおりです。

なお、落札者には「第1 入札手続き」の13.のとおり入札金額内訳書の提出を求めますので、業務内容を踏まえた費用内訳と適切な単価等の設定をお願いいたします。

(1) 経費の費目構成

当該業務の実施における経費については、各費目構成は、以下のとおり。

収集運搬と処分にかかる受注が異なる社の場合には、収集運搬費と処分費に分け計上すること。その場合収集運搬、処分でそれぞれの社と契約を行う。

- 1) 収集運搬費
- 2) 処分費
- 3) 搬出作業費労務費、重機費、養生費/養生運搬費、道具損料等
- 4) 諸経費一般管理費等

(2) 消費税課税

「第1 入札手続き」の10.のとおり、課税事業者、免税事業者を問わず、入札書には消費税等を除いた金額を記載願います。価格の競争は、この消費税を除いた金額で行います。なお、課税事業者については、入札金額の全体に消費税等を加算した額が最終的な契約金額となります。

2. 支払について

契約書第9条により、業務の完了後、発注者の検査の結果合格した場合、発注者は受注者からの請求に基づき、契約書に定められた額を支払う。

第4 契約書(案)

収入
印紙

[収集運搬用] 産業廃棄物処理委託契約書

年 月 日

排出事業者（発注者）

住 所 東京都渋谷区西原 2 - 4 9 - 5

氏 名 独立行政法人 国際協力機構東京センター 所長 田中 泉 印

収集運搬業者（受注者）

住 所

氏 名 印

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

受注者の事業範囲

（積み込み場所）

（荷下ろし場所）

収集運搬業許可番号 _____
 （許可都道府県政令市名） （ ） （ ）

許可品目（積み込み場所・荷下ろし場所に共通の許可品目のみチェックする）

<input type="checkbox"/> 燃え殻	<input type="checkbox"/> 汚 泥	<input type="checkbox"/> 廃 油	<input type="checkbox"/> 廃 酸	<input type="checkbox"/> 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 廃プラスチック類	<input type="checkbox"/> ゴムくず
<input type="checkbox"/> 金属くず	<input type="checkbox"/> ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず			<input type="checkbox"/> 鉱さい	<input type="checkbox"/> がれき類	<input type="checkbox"/> ばいじん
<input type="checkbox"/> 紙くず	<input type="checkbox"/> 木くず	<input type="checkbox"/> 繊維くず	<input type="checkbox"/> 動植物性残さ	<input type="checkbox"/> 動物のふん尿	<input type="checkbox"/> 動物の死体	
<input type="checkbox"/> その他（ ）		<input type="checkbox"/> 石綿含有産業廃棄物を含む		<input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物を含む		
		<input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等を含む				
<input checked="" type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物（低濃度PCB廃棄物）						

上記排出事業者発注者（以下「発注者」という。）と収集運搬業者受注者（以下「受注者」という。）は、発注者の事業場から排出される産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）の収集運搬に関して、次のとおり契約を締結する。発注者と受注者とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

（法令の遵守）

第1条 発注者及び受注者は、廃棄物の収集運搬業務を遂行するに当たって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律

（昭和45年法律第137号。関連する政令及び省令を含む。以下「法令等」という。）及び関係法令を遵守しなければならない。

（受注者の事業範囲及び許可証の添付）

第2条 受注者の事業範囲は前記のとおりであり、受注者の事業範囲を証するものとして、許可証の写しを添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は、速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを本書に添付する。

（廃棄物の排出事業場、種類、数量、金額及びその他適正処理に必要な情報の提供）

第3条 発注者が、受注者に収集運搬を委託する廃棄物の排出事業場、種類、予定数量及び合計予定金額は、別表1のとおりとする。委託する廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合には、その旨を別表1の廃棄物の種類欄に併せて記入する。

2 発注者の委託する廃棄物の荷姿、性状その他適正処理に必要な情報は、別添「廃棄物データシート」のとおりとする。ただし、両者協議の上で別途、「廃棄物データシート」以外の簡易な書式による情報提供を行う場合は、その書式に記載した内容のとおりとする。

また、発注者の委託する廃棄物が日本工業規格（JIS C0950）に規定する含有マーク等が付されたものである場合には、発注者はその表示に関する事項を記載し、受注者に情報提供する。

3 発注者は、本条第2項で提供した情報に変更が生じた場合は、当該廃棄物の引渡しの前に、別表2に記載の方法により受注者に変更後の情報を提供しなければならない。なお、情報の提供を要する変更の範囲については、発注者と受注者とであらかじめ協議の上で定めることとする。

（収集運搬料金及び支払い）

第4条 発注者の委託する廃棄物の収集運搬業務に関する契約金額（以下「契約単価」という。）は、別表1のとおりとする。ただし、これによりがたい場合は、発注者受注者合意の上で、1回あたりの契約単価にすることができる。

2 発注者は、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）の写しの受領等により、受注者が廃棄物を確実に運搬したことを確認したときに、受注者に収集運搬料金を支払う。

（委託内容）

第5条 受注者は、発注者から委託された第3条の廃棄物を、発注者の指定する別表1に記載する処分業者（以下「丙」という。）の事業場に搬入する。

（マニフェスト）

第6条 発注者は、廃棄物の搬出の都度、マニフェストに必要事項を記載し、A（排出事業者保管）票を除いて受注者に交付する。

2 受注者は、廃棄物の収集を行うときは、発注者の交付担当者の立会いのもと廃棄物の種類及び数量の確認を行うとともにマニフェストと照合する。

3 受注者は、廃棄物を丙の事業場に搬入する都度、マニフェストに必要事項を記載し、B1（収集運搬業者保管）票とB2（運搬終了）票を除いて、丙に回付する。

4 受注者は、B2（運搬終了）票を運搬終了日から10日以内に発注者に送付するとともにB1（収集運搬業者保管）票及び丙から送付されるC2（処分終了）票を5年間保存する。

5 発注者は、受注者から送付されたB2（運搬終了）票を、A（排出事業者保管）票及び丙から送付されたD（処分終了）票及びE（最終処分終了）票とともに5年間保存する。

（契約期間及び保存）

第7条 この契約の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

2 発注者及び受注者は、契約書及び契約書に添付される書面を契約の終了後5年間保存する。

（義務と責任）

第8条 発注者は、受注者から要求があった場合は、第3条各項によるもののみならず、収集運搬を委託する廃棄物の適正処理に必要な情報を速やかに受注者に通知しなければならない。

2 受注者は、発注者から委託された廃棄物を、その積み込み作業の開始から、丙の事業場における荷下ろし作業の完了まで、法令等に基づき適正に運搬しなければならない。この間に発生した事故については、発注者の責に帰すべき場合を除き、受注者が責任を負う。

3 受注者は、発注者から委託された業務が終了したときは、直ちに業務終了報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、業務終了報告書は、マニフェストB2（運搬終了）票をもって代えることができる。

（業務の調査等）

第9条 発注者は、この契約に係る受注者の廃棄物の運搬が法令等の定めに基づき、適正に行われているかを確認するため、受注者に対して、当該運搬の状況に係る報告を求めることができる。

（再委託の禁止）

第10条 受注者は、発注者から委託された廃棄物の収集運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、契約期間中に、受注者の車両が故障した場合等真にやむを得ない理由により、運搬業務を他人に委託せざるを得ない事由が生じた場合は、受注者は、法令等で定める再委託基準に従い、あらかじめ発注者からの書面による承諾を得て、収集運搬業務を再委託することができる。

（積替保管）

第11条 受注者は、発注者から委託された廃棄物の積替保管を行ってはならない。

（内容の変更）

第 12 条 発注者及び受注者は、契約期間及び予定数量の変更等がある場合は、発注者受注者協議の上で、変更内容を書面で定め、その書面を本書に添付する。

(機密保持)

第 13 条 発注者及び受注者は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方に係る機密事項を第三者に漏らしてはならない。

(契約の解除)

第 14 条 発注者又は受注者は、この契約の条項のいずれか若しくは法令等の規定に違反するとき、又は発注者受注者の合意があったときは、この契約を解除することができる。

2 発注者及び受注者は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又はそれと関係がある場合には、相互に催告することなく、この契約を解除することができる。

3 前 2 項の定めにより、本契約が解除される場合であって、本契約に基づいて引渡しを受けた廃棄物について、処理が未だに完了していないものがあるときは、発注者及び受注者は、次の措置を講じなければならない。

(1) 受注者の義務違反により発注者が解除した場合

イ 受注者は、本契約が解除された後も、未処理の産業廃棄物に対する処理責任を免れないことを認識し、

当該廃棄物に対する処理業務を自ら実行するか、又は発注者の承諾を得た上で、同一事業区分の許可

を有する別の者に受注者の費用負担をもって行わせなければならない。

ロ 受注者が別の者に業務を委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金が受注者がないときは、受注者

はその旨をあらかじめ発注者に通知し、資金がないことを明確にしなければならない。

ハ ロによる通知を受けた場合、発注者は、受注者から業務を受託した者に対し、差し当たり発注者の費用負担をもって、受注者のもとにある未処理の廃棄物の処理を行わせるものとする。発注者は、当該廃棄物の処理完了後、受注者に対し、発注者が負担した費用を請求し、又は本契約に基づく発注者の債務の相当額との相殺を求めることができる。

(2) 発注者の義務違反により受注者が契約を解除する場合

受注者は、発注者に対し、発注者の義務違反に起因する損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の廃棄物を発注者の費用負担をもって引き取ることを要求し、又は受注者の費用負担により発注者の事業場に運搬した上で、発注者に対し、当該運搬に要した費用の支払を請求することができる。

4 受注者は、発注者が第 3 条及び第 8 条 1 項の規定により提供した情報により、廃棄物の処理を適正に行うことが出来ないと判断した場合は、発注者に対し、契約の変更又は解除を申し出なければならない。この場合において、発注者は受注者に当該廃棄物を引き渡してはならない。

(協議)

第 15 条 発注者及び受注者は、この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令の定めに基づき、誠意をもって協議の上で、これを決定する。

別表1 (第3条、第4条、第5条関係)

排出事業場番号	排出事業場名称		排出事業場所在地及び連絡先			
1						
2						
3						
排出事業場番号	廃棄物の種類 (廃棄物データシート番号)	契約単価 (円)	予定数量 (日・週・月・年)	運搬先の事業場		
				氏名・名称及び 許可番号	所在地	処分方法
	()	/ (kg・l・ m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)			
	()	/ (kg・l・ m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)			
	()	/ (kg・l・ m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)			
	()	/ (kg・l・ m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)			
	()	/ (kg・l・ m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)			
	()	/ (kg・l・ m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)			
契約期間中の 合計予定金額		円 契約期間は第7条記載のとおり				
<p>備考</p> <p>委託する廃棄物が、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等である場合は、その旨を該当する廃棄物の種類欄に記入する。</p>						



[処 分 用]
産 業 廃 棄 物 処 理 委 託 契 約 書

年 月 日

排出事業者（発注者）

住 所 東京都渋谷区西原 2 - 4 9 - 5

氏 名 独立行政法人 国際協力機構東京センター 所長 田中 泉 印

処分業者（受注者）

住 所

氏 名 印

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

受注者の事業範囲

処分業許可番号 : _____ 業の区分 : _____
（許可都道府県政令市名） （ ）

処分方法及び許可品目 : _____

上記排出事業者発注者（以下「発注者」という。）と処分業者受注者（以下「受注者」という。）は、発注者の事業場から排出される産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）の処分に関して、次のとおり契約を締結する。発注者と受注者とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

（法令の遵守）

第1条 発注者及び受注者は、廃棄物の処分業務を遂行するに当たって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。関連する政令及び省令を含む。以下「法令等」という。）及び関係法令を遵守しなければならない。

（受注者の事業範囲及び許可証の添付）

第2条 受注者の事業範囲を証するものとして、許可証の写しを添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は、速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを本書に添付する。

（廃棄物の種類、数量、金額及びその他適正処理に必要な情報の提供）

第3条 発注者が、受注者に処分を委託する廃棄物の種類、予定数量及び合計予定金額は、別表1のとおりとする。委託する廃棄物に石綿含産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合には、その旨を別表1の廃棄物の種類欄に併せて記入する。

2 発注者の委託する廃棄物の荷姿、性状その他適正処理に必要な情報は、別添「廃棄物データシート」のとおりとする。ただし、両者協議の上で別途、「廃棄物データシート」以外の簡易な書式による情報提供を行う場合は、その書式に記載した内容のとおりとする。

また、発注者の委託する廃棄物が日本工業規格（JIS C0950）に規定する含有マーク等が付されたものである場合には、発注者はその表示に関する事項を記載し、受注者に情報提供する。

3 発注者は、別表2の廃棄物について、契約期間内に別表2に定めるとおり公的検査機関又は環境計量証明事業所において、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年2月環境庁告示第13号）による試験を行い、分析結果を書面により受注者に提示するものとする。

4 発注者は、本条第2項及び第3項で提供した情報に変更が生じた場合は、当該廃棄物の引渡しの前に、別表3に記載の方法により受注者に変更後の情報を提供しなければならない。なお、情報の提供を要する変更の範囲については、発注者と受注者とであらかじめ協議の上で定めることとする。

（処分料金及び支払い）

第4条 発注者の委託する廃棄物の処分業務に関する契約金額（以下「契約単価」という。）は、別表1のとおりとする。ただし、これによりがたい場合は、発注者受注者合意の上で、1回あたりの契約単価

にすることができる。

- 2 発注者は、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）の写しの受領等により、受注者が廃棄物を確実に処分したことを確認したときに、受注者に処分料金を支払う。支払方法は別に定めるものとする。

（収集運搬業者）

第5条 別表1に記載する受注者の事業場へ搬入する収集運搬業者を次のとおりとする。

収集運搬業者名 _____ 住所 _____

（積込み場所） （荷下ろし場所）
収集運搬業許可番号 _____
（許可都道府県政令市名） （ ） （ ）

（保管）

第6条 受注者は、発注者から委託された廃棄物の保管を行う場合は、法令等で定める保管基準を遵守し、かつ、第9条第1項で定める契約期間内に確実に処分できる範囲で行う。

（マニフェスト）

第7条 発注者は、廃棄物の搬出の都度、マニフェストに必要事項を記載した後、A（排出事業者保管）票を除いて収集運搬業者に交付する。

- 2 受注者は、廃棄物の搬入の都度、収集運搬業者からマニフェストの回付を受ける。
- 3 受注者は、廃棄物の処分終了後、マニフェストに必要事項を記載し、D（処分終了）票を処分終了日から10日以内に発注者に送付し、C2（処分終了）票を収集運搬業者に送付するとともに、C1（処分業者保管）票を5年間保存する。
- 4 受注者は、本契約に係る廃棄物の最終処分が終了した旨が記載されたマニフェストの写しの送付を受けたときは、発注者から交付されたマニフェストのE（最終処分終了）票に最終処分の場所の所在地及び最終処分を終了した年月日を記入するとともに、そのマニフェストに係るすべての中間処理産業廃棄物について最終処分が適正に終了したことを確認した後、10日以内にE（最終処分終了）票を発注者に送付する。
- 5 発注者は、受注者から送付されたD（処分終了）票及びE（最終処分終了）票を、A（排出事業者保管）票、B2（運搬終了）票とともに5年間保存する。

（最終処分に係る情報）

第8条 当該廃棄物に係る最終処分の場所の所在地（住所、地名、施設の名称など）、最終処分の方法及び施設の処理能力は、別表1の最終処分に関する情報欄のとおりとする。

- 2 発注者は、受注者と最終処分業者等との間で交わしている処理委託契約書、マニフェスト（又は受領書等）及び許可証の写し等により、本条第1項に係る事項の確認を行うこととする。
- 3 別表1に記載する最終処分の場所等に変更が生じた際は、受注者は遅滞なく発注者に通知し、必要な情報を本書に添付しなければならない。

（契約期間及び保存）

第9条 この契約の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

- 2 発注者及び受注者は、契約書及び契約書に添付される書面を契約の終了後5年間保存する。

（発注者の義務と責任）

第10条 発注者は、受注者から要求があった場合は、第3条各項によるもののみならず、処分を委託する廃棄物の種類、数量、性状（形状、成分、有害物質の有無及び臭気）、荷姿、取り扱い際に注意すべき事項等の必要な情報を速やかに受注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、委託する廃棄物の処分に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないようにしなければならない。万一混入したことにより受注者の業務に重大な支障を生じ、又は生ずるおそれのあるときは、受注者は、委託物の引き取りを拒むことができる。受注者の業務に支障を生じた場合、発注者は、処分料金の支払い義務を免れず、他に損害が生じたときは、その賠償の責にも任ずるものとする。

（受注者の義務と責任）

第11条 受注者は、発注者から委託された廃棄物を、受注者の事業場における受入れから処分の完了まで、法令等に基づき適正に処理しなければならない。この間に発生した事故については、発注者の責に帰すべき場合を除き、受注者が責任を負う。

- 2 受注者は発注者から委託された業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し、発注者に提出し

なければならない。ただし、業務終了報告書は、マニフェストD（処分終了）票をもって代えることができる。

- 3 受注者はやむを得ない事由があるときは、発注者の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合、受注者は発注者にその事由を説明し、かつ発注者における影響が最小限となるようにしなければならない。

（業務の調査等）

第12条 発注者は、この契約に係る受注者の廃棄物の処分が法令等の定めに基づき、適正に行われているかを確認するため、受注者に対して、当該処分の状況に係る報告を求めることができる。

- 2 発注者は、受注者に対し、予告無く処分施設における廃棄物の処分状況等を調査することができる。この場合、受注者はその状況について適切な説明をしなければならない。

（再委託の禁止）

第13条 受注者は、発注者から委託された廃棄物の処分業務を他人に委託してはならない。ただし、契約期間中に施設の故障等真にやむを得ない理由により、処分業務を他人に委託せざるを得ない事由が生じた場合、受注者は、法令等で定める再委託基準に従い、あらかじめ発注者からの書面による承諾を得て、処分業務を再委託することができる。

（内容の変更）

第14条 発注者及び受注者は、契約期間、予定数量及び最終処分の場所の変更等については、発注者受注者協議の上で、変更内容を書面で定め、その書面を本書に添付する。

（機密保持）

第15条 発注者及び受注者は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方に係る機密事項を第三者に漏らしてはならない。

（契約の解除）

第16条 発注者又は受注者は、この契約の当事者がこの契約の条項のいずれか若しくは法令等の規定に違反するとき、又は発注者受注者の合意があったときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者及び受注者は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又はそれと関係がある場合には、相互に催告することなく、この契約を解除することができる。
- 3 前2項の定めにより、本契約が解除される場合であって、本契約に基づいて引渡しを受けた廃棄物について、処理が未だに完了していないものがあるときは、発注者及び受注者は、次の措置を講じなければならない。

（1）受注者の義務違反により発注者が解除した場合

イ 受注者は、本契約が解除された後も、未処理の産業廃棄物に対する処理責任を免れないことを認識し、

当該廃棄物に対する処理業務を自ら実行するか、又は発注者の承諾を得た上で、同一事業区分の許可

を有する別の者に受注者の費用負担をもって行わせなければならない。

ロ 受注者が別の者に業務を委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金が受注者になくときは、受注者

はその旨をあらかじめ発注者に通知し、資金がないことを明確にしなければならない。

ハ ロによる通知を受けた場合、発注者は、受注者から業務を受託した者に対し、差し当たり発注者の費用負担をもって、受注者のもとにある未処理の廃棄物の処理を行わせるものとする。発注者は、当該廃棄物の処理完了後、受注者に対し、発注者が負担した費用を請求し、又は本契約に基づく発注者の債務の相当額との相殺を求めることができる。

（2）発注者の義務違反により受注者が契約を解除する場合

受注者は、発注者に対し、発注者の義務違反に起因する損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の廃棄物を発注者の費用負担をもって引き取ることを要求し、又は受注者の費用負担により発注者の事業場に運搬した上で、発注者に対し、当該運搬に要した費用の支払を請求することができる。

- 4 受注者は、発注者が第3条又は第10条各項の規定により提供した情報により、廃棄物の処理を適正に行うことが出来ないと判断した場合は、発注者に対し、契約の変更又は解除を申し出なければならない。この場合において、発注者は受注者に当該廃棄物を引き渡してはならない。

（協議）

第17条 発注者及び受注者は、この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令の定めに基づき、誠意をもって協議の上で、これを決定する。

別表1 (第3条、第4条、第5条、第8条関係)

廃棄物の種類 (廃棄物データ シート番号)	契約単価 (円)	予定数量 (日・週・月・年)	受注者の施設			最終処分 右欄の番号
			処分方法	処理能力又は埋立容量	施設の所在地	
()	/ (kg・l・m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)				① 安定型埋立 (許可品目) 所在地 (住所、施設名等) 方法 (許可番号) 処理能力 (許可期限)
()	/ (kg・l・m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)				
()	/ (kg・l・m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)				
()	/ (kg・l・m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)				② 管理型埋立 (許可品目) 所在地 (住所、施設名等) 方法 (許可番号) 処理能力 (許可期限)
()	/ (kg・l・m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)				
()	/ (kg・l・m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)				③ (安定・管理・遮断・再生・他) 所在地 (住所、施設名等) 方法 (許可番号) 処理能力 (許可期限)
()	/ (kg・l・m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)				
()	/ (kg・l・m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)				④ (安定・管理・遮断・再生・他) 所在地 (住所、施設名等) 方法 (許可番号) 処理能力 (許可期限)
契約期間中の 合計予定金額		円	契約期間は第9条記載のとおり			
備考	委託する廃棄物が、石綿含産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等である場合、その旨を該当する廃棄物の種類欄に記入する。 なお、石綿含有産業廃棄物に該当するものは破砕することができない。					

別表2 (第3条関係)

廃棄物の種類			
提示する時期又は回数			

別表3 (第3条関係)

廃棄物情報に変更があった場合の情報文書〈廃棄物データシート及び分析証明書〉の伝達方法	
発注者の担当者所属氏名及び 連絡先	別紙〔廃棄物データシート〕のとおり
受注者の担当者所属 氏名	
文書の伝達方法及び 伝達先 (該当欄にチェック)	<input type="checkbox"/> FAX (- -) <input type="checkbox"/> e-mail (@) <input type="checkbox"/> 郵送 (〒 -)
緊急時の連絡先	- - (代表・直通) (内線)
営業時間	: ~ :
休業日	

記入上の注意事項

1 別表1

- (1) 廃棄物の種類ごとに廃棄物データシートを作成し、該当するデータシート番号を別表1の廃棄物の種類欄の()内に記入する。
- (2) 委託する廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合、該当する廃棄物の種類欄に、その旨を記入する。
- (3) 産業廃棄物の種類ごとに契約単価が異なる場合は、かっこ括弧で記入してもよい。
- (4) 契約単価欄は、該当する単位に○印を付ける。なお、1回あたりの契約単価の場合は、「××円/回(18リットルポリタンク)」のように記入してもよい。
- (5) 予定数量欄は、該当する単位に○印を付ける。また、予定数量は「××～△△」のように記入してもよい。
- (6) 受注者の事業の範囲については、産業廃棄物の種類ごとの処分方法、処理能力等を記入する。処理能力には、必ず単位を明記すること。また、最終処分欄は、施設所在地、最終処分の方法及び処理能力(埋立面積、埋立容量等)を記入する。

2 別表2

第3条第3項の分析証明書の提示については、法令上定められているもののほか、委託する廃棄物によって必要と認められる場合に提示するものについても記入することができる。

3 別表3

- (1) 受注者の担当者は、複数記載してもよい。
- (2) 文書の伝達方法を複数選択する場合は、数字等により優先順位を示す。

[収集運搬・処分用]
産業廃棄物処理委託契約書

年 月 日

排出事業者（発注者）

住 所 東京都渋谷区西原 2-49-5

氏 名 独立行政法人 国際協力機構東京センター 所長 田中 泉 印

収集運搬・処分業者（受注者）

住 所

氏 名 印
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

受注者の事業範囲

【収集運搬業】 (積み込み場所) (荷下ろし場所)
収集運搬業許可番号 _____
(許可都道府県政令市名) () ()

許可品目：(積み込み場所・荷下ろし場所に共通の許可品目のみチェックする)

<input type="checkbox"/> 燃え殻	<input type="checkbox"/> 汚 泥	<input type="checkbox"/> 廃 油	<input type="checkbox"/> 廃 酸	<input type="checkbox"/> 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 廃プラスチック類	<input type="checkbox"/> ゴムくず
<input type="checkbox"/> 金属くず	<input type="checkbox"/> ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず			<input type="checkbox"/> 銲さい	<input type="checkbox"/> がれき類	<input type="checkbox"/> ばいじん
<input type="checkbox"/> 紙くず	<input type="checkbox"/> 木くず	<input type="checkbox"/> 繊維くず	<input type="checkbox"/> 動植物性残さ	<input type="checkbox"/> 動物のふん尿	<input type="checkbox"/> 動物の死体	
<input type="checkbox"/> その他 ()		<input type="checkbox"/> 石綿含有産業廃棄物を含む		<input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物を含む		
		<input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等を含む				
<input checked="" type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物 (低濃度PCB廃棄物)						

【処分業】

処分業許可番号 : _____ 業の区分 : _____
(許可都道府県政令市名) ()

処分の方法及び許可品目 : _____

上記排出事業者発注者（以下「発注者」という。）と収集運搬及び処分業者受注者（以下「受注者」という。）は、発注者の事業場から排出される産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）の収集運搬及び処分に関して、次のとおり契約を締結する。発注者と受注者とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

(法令の遵守)

第1条 発注者及び受注者は、廃棄物の収集運搬及び処分業務を遂行するに当たって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。関連する政令及び省令を含む。以下「法令等」という。）及び関係法令を遵守しなければならない。

(受注者の事業範囲及び許可証の添付)

第2条 受注者の事業範囲は前記のとおりであり、受注者の事業範囲を証するものとして、許可証の写しを添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は、速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを本書に添付する。

(廃棄物の排出事業場、種類、数量、金額及びその他適正処理に必要な情報の提供)

第3条 発注者が、受注者に収集運搬及び処分業務を委託する廃棄物の排出事業場、種類、予定数量及び合計予定金額は、別表1のとおりとする。委託する廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合には、その旨を別表1の廃棄物の種類欄に併せて記入する。

2 発注者の委託する廃棄物の荷姿、性状その他適正処理に必要な情報は、別添「廃棄物データシート」

のとおりとする。ただし、両者協議の上で別途、「廃棄物データシート」以外の簡易な書式による情報提供を行う場合は、その書式に記載した内容のとおりとする。

また、発注者の委託する廃棄物が日本工業規格（JIS C0950）に規定する含有マーク等が付されたものである場合には、発注者はその表示に関する事項を記載し、受注者に情報提供する。

3 発注者は、別表2の廃棄物について、契約期間内に別表2に定めるとおり公的検査機関又は環境計量証明事業所において、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年2月環境庁告示第13号）による試験を行い、分析結果を書面により受注者に提示するものとする。

4 発注者は、本条第2項及び第3項で提供した情報に変更が生じた場合は、当該廃棄物の引渡しの前に、別表3に記載の方法により受注者に変更後の情報を提供しなければならない。なお、情報の提供を要する変更の範囲については、発注者と受注者とであらかじめ協議の上で定めることとする。

（収集運搬・処分料金及び支払い）

第4条 発注者の委託する廃棄物の収集運搬業務及び処分業務に関する契約金額（以下「契約単価」という。）は、別表1のとおりとする。ただし、これによりがたい場合は、発注者受注者合意の上で、1回あたりの契約単価にすることができる。

2 発注者は、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）の写しの受領等により、受注者が廃棄物を確実に運搬・処分したことを確認したときに、受注者に料金を支払う。

（保管）

第5条 受注者は、発注者から委託された廃棄物の保管を行う場合は、法令等に定める保管基準を遵守し、かつ、第8条第1項に定める契約期間内に確実に処分できる範囲で行う。

（マニフェスト）

第6条 発注者は、廃棄物の搬出の都度、マニフェストに必要事項を記載し、A（排出事業者保管）票を除いて受注者に交付する。

2 受注者は、廃棄物の収集を行うときは、発注者の交付担当者の立会いのもと廃棄物の種類及び数量の確認を行うとともにマニフェストと照合する。

3 受注者は、廃棄物を受注者の事業場に搬入の都度、B1（収集運搬業者保管）票、B2（運搬終了）票に必要事項を記載し、B2（運搬終了）票を運搬終了日から10日以内に発注者に送付するとともにB1（収集運搬業者保管）票を保管する。また処分が完了したときは、受注者はC1（処分業者保管）票及びD（処分終了）票に必要事項を記載した後、D（処分終了）票を処分終了日から10日以内に発注者に送付するとともに、C1（処分業者保管）票を5年間保存する。

4 受注者は、本契約に係る廃棄物の最終処分が終了した旨が記載されたマニフェストの写しの送付を受けたときは、発注者から交付されたマニフェストのE（最終処分終了）票に最終処分の場所の所在地及び最終処分を終了した年月日を記入するとともに、そのマニフェストに係るすべての中間処理産業廃棄物について最終処分が適正に終了したことを確認した後、10日以内にE（最終処分終了）票を発注者に送付する。

5 発注者は、受注者から送付されたB2（運搬終了）票、D（処分終了）票及びE（最終処分終了）票を、A（排出事業者保管）票とともに5年間保存する。

（最終処分に係る情報）

第7条 当該廃棄物に係る最終処分の場所の所在地（住所、地名、施設の名称など）、最終処分の方法及び施設の処理能力は、別表1の最終処分に関する情報欄のとおりとする。

2 発注者は、受注者と最終処分業者等との間で交わしている処理委託契約書、マニフェスト（又は受領書等）及び許可証の写し等により、本条第1項に係る事項の確認を行うこととする。

3 別表1に記載する最終処分の場所等に変更が生じた際は、受注者は遅滞なく発注者に通知し、必要な情報を本書に添付しなければならない。

（契約期間及び保存）

第8条 この契約の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

2 発注者及び受注者は、契約書及び契約書に添付される書面を契約の終了後5年間保存する。

（発注者の義務と責任）

第9条 発注者は、受注者から要求があった場合は、第3条各項によるもののみならず、収集運搬・処分を委託する廃棄物の種類、数量、性状（形状、成分、有害物質の有無及び臭気）、荷姿、取り扱いに注意すべき事項等の必要な情報を速やかに受注者に通知しなければならない。

2 発注者は、委託する廃棄物の処分に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないようにしなければならない。万一混入したことにより受注者の業務に重大な支障を生じ、又は生ずるおそれのあるときは、受注者は、委託物の引き取りを拒むことができる。受注者の業務に支障を生じた場合、発注者は、処分料金の支払い義務を免れず、他に損害が生じたときは、その賠償の責にも任ずるものとする。

（受注者の義務と責任）

第10条 受注者は、発注者から委託された廃棄物を、その積込み作業の開始から受注者の事業場における

処分の完了まで、法令等に基づき適正に処理しなければならない。この間に発生した事故については、発注者の責に帰すべき場合を除き、受注者が責任を負う。

- 2 受注者は発注者から委託された業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、業務終了報告書は、マニフェストのD（処分終了）票をもって代えることができる。
- 3 受注者はやむを得ない事由があるときは、発注者の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合、受注者は発注者にその事由を説明し、かつ発注者における影響が最小限となるようにしなければならない。

（業務の調査等）

第11条 発注者は、この契約に係る受注者の廃棄物の処理が法令等の定めに基づき、適正に行われているかを確認するため、受注者に対して、当該処理の状況に係る報告を求めることができる。

- 2 発注者は、受注者に対し、予告無く処分施設における廃棄物の処分状況等を調査することができる。この場合、受注者はその状況について適切な説明をしなければならない。

（再委託の禁止）

第12条 受注者は、発注者から委託された廃棄物の収集運搬・処分業務を他人に委託してはならない。ただし、契約期間中に収集運搬業務にあつては車両が故障した場合等、処分業務にあつては施設の故障等真にやむを得ない理由により、業務を他人に委託せざるを得ない事由が生じた場合は、受注者は、法令等で定める再委託基準に従い、あらかじめ発注者からの書面による承諾を得て、業務を再委託することができる。

（内容の変更）

第13条 発注者及び受注者は、契約期間、予定数量及び最終処分の場所の変更等については、発注者受注者協議の上で、変更内容を書面で定め、その書面を本書に添付する。

（機密保持）

第14条 発注者及び受注者は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方に係る機密事項を第三者に漏らしてはならない。

（契約の解除）

第15条 発注者又は受注者は、この契約の当事者がこの契約の条項のいずれか若しくは法令等の規定に違反するとき、又は発注者受注者の合意があつたときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者及び受注者は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又はそれと関係がある場合には、相互に催告することなく、この契約を解除することができる。
- 3 前2項の定めにより、本契約が解除される場合であつて、本契約に基づいて引渡しを受けた廃棄物について、処理が未だに完了していないものがあるときは、発注者及び受注者は、次の措置を講じなければならない。

（1）受注者の義務違反により発注者が解除した場合

イ 受注者は、本契約が解除された後も、未処理の産業廃棄物に対する処理責任を免れないことを認識し、

当該廃棄物に対する処理業務を自ら実行するか、又は発注者の承諾を得た上で、同一事業区分の許可

を有する別の者に受注者の費用負担をもって行わせなければならない。

ロ 受注者が別の者に業務を委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金が受注者になく

ときは、受注者はその旨をあらかじめ発注者に通知し、資金がないことを明確にしなければならない。

ハ ロによる通知を受けた場合、発注者は、受注者から業務を受託した者に対し、差し当たり発注者の費用負担をもって、受注者のもとにある未処理の廃棄物の処理を行わせるものとする。発注者は、当該廃棄物の処理完了後、受注者に対し、発注者が負担した費用を請求し、又は本契約に基づく発注者の債務の相当額との相殺を求めることができる。

（2）発注者の義務違反により受注者が契約を解除する場合

受注者は、発注者に対し、発注者の義務違反に起因する損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の廃棄物を発注者の費用負担をもって引き取ることを要求し、又は受注者の費用負担により発注者の事業場に運搬した上で、発注者に対し、当該運搬に要した費用の支払を請求することができる。

- 4 受注者は、発注者が第3条又は第9条各項の規定により提供した情報により、廃棄物の処理を適正に行うことが出来ないと判断した場合は、発注者に対し、契約の変更又は解除を申し出なければならない。この場合において、発注者は受注者に当該廃棄物を引き渡してはならない。

（協議）

第16条 発注者及び受注者は、この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令の定めに基づき、誠意をもって協議の上で、これを決定する。

別表1 (第3条、第4条、第7条関係)

排出事業場番号	排出事業場名称		排出事業場所在地及び連絡先			排出する廃棄物の種類	
	排出事業場番号	排出事業場名称	排出事業場所在地及び連絡先	排出事業場所在地及び連絡先	排出事業場所在地及び連絡先		
1							
2							
3							
排出事業場番号	廃棄物の種類(廃棄物データシート番号)	契約単価(円)		予定数量(日・週・月・年)	受注者の施設		最終処分右欄の番号
		収集運搬	処分		処理能力又は埋立容量	施設の所在地	
	()	(kg・l・m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)			① 安定型埋立 (許可品目)
	()	(kg・l・m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)			所在地 (住所、施設名等)
	()	(kg・l・m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)			方法 (許可番号)
	()	(kg・l・m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)			処理能力 (許可期限)
	()	(kg・l・m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)			② 管理型埋立 (許可品目)
	()	(kg・l・m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)			所在地 (住所、施設名等)
	()	(kg・l・m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)			方法 (許可番号)
	()	(kg・l・m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)			処理能力 (許可期限)
	()	(kg・l・m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)			③ ()
	()	(kg・l・m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)			所在地 (住所、施設名等)
	()	(kg・l・m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)			方法 (許可番号)
	()	(kg・l・m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)			処理能力 (許可期限)
収集運搬・処分別の予定金額		円	円				
契約期間中の合計予定金額		円		契約期間は第8条記載のとおり			
備考 委託する廃棄物が、石綿含産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等である場合、その旨を該当する廃棄物の種類欄に記入する。 なお、石綿含有産業廃棄物に該当するものは破碎することができない。							

別表2 (第3条関係)

廃棄物の種類			
提示する時期又は回数			

別表3 (第2条関係)

廃棄物情報に変更があった場合の情報文書〈廃棄物データシート及び分析証明書〉の伝達方法	
発注者の担当者所属氏名及び 連絡先	別紙〔廃棄物データシート〕のとおり
受注者の担当者所属 氏名	
文書の伝達方法及び 伝達先 (該当欄にチェック)	<input type="checkbox"/> F A X ()
	<input type="checkbox"/> () e-mail
	<input type="checkbox"/> 郵送 (〒 -)
緊急時の連絡先	- - (代表・直通) (内線)
営業時間	: ~ :
休業日	

記入上の注意事項

1 受注者の事業範囲

- (1) 許可番号欄の () 内には、当該許可を受けている都道府県政令市の名称を記入する。
- (2) 積み込み場所又は荷下ろし場所が複数の都道府県政令市にまたがる場合は、事業範囲の記入欄を必要数追加する。
- (3) 許可品目のうち、特別管理産業廃棄物は、種類のみ記入する。
- (4) 処分方法及び許可品目は、破碎、焼却等と許可品目を記載する。

2 別表1

- (1) 廃棄物の種類ごとに廃棄物データシートを作成し、該当するデータシート番号を別表1の廃棄物の種類欄の () 内に記入する。
- (2) 委託する廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合、該当する廃棄物の種類欄に、その旨を記入する。
- (3) 産業廃棄物の種類ごとに契約単価が異なる場合は、かっこ括弧で記入してもよい。
- (4) 契約単価欄は、該当する単位に○印を付ける。なお、1回あたりの契約単価の場合は、「××円/回(18リットルポリタンク)」のように記入してもよい。
- (5) 予定数量欄は、該当する単位に○印を付ける。また、予定数量は、「××～△△」のように記入してもよい。
- (6) 受注者の事業の範囲については、この契約に係る事項のみ記入する。産業廃棄物の種類ごとの処分方法、処理能力等を記入する。処理能力には、必ず単位を明記すること。また、最終処分欄は、施設所在地、最終処分の方法及び処理能力(埋立面積、埋立容量等)を記入する。

3 別表2

第3条第3項の分析証明書の提示については、法令上定められているもののほか、委託する廃棄物によって必要と認められる場合に提示するものについて、記入することができる。

4 別表3

- (1) 受注者の担当者は、複数記入してもよい。
- (2) 文書の伝達方法を複数選択する場合は、数字等により優先順位を示す。

支払いに関する覚書

排出事業者： (以下「甲」という。)と

処分業者： (以下「乙」という。)と

収集運搬業者： (以下「丙」という。)は、

年 月 日付にて甲、乙間で締結された産業廃棄物処理委託契約書（以下、原契約という。）における、（処分料金及び支払い）の規定に関し、委託料の請求、支払いについて以下のとおり合意する。

1. 原契約に基づく甲が乙及び丙に対して支払うべき報酬の、甲への請求及び甲からの受領に関する業務は、収集運搬業者の丙が行うこととする。
2. 丙は、甲から報酬を受領した後に乙に支払うものとする。
3. この覚書に定めのない事項又は各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度甲、乙、丙は誠意もって協議しこれを取り決めるものとする。

本覚書の成立を証するために本書3通を作成し、各々記名押印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

甲 住所
氏名 印

乙 住所
氏名 印

丙 住所
氏名 印

廃棄物データシート(WDS)

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。

※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。

作成日 平成 年 月 日

記入者

1	排出事業者	名称 所在地 〒	所属 担当者	TEL FAX
2	廃棄物の名称			
3	廃棄物の組成・成分情報 (比率が高いと思われる順に記載) <input type="checkbox"/> 分析表添付(組成)	主成分 他	MSDSがある場合、CAS No.	
		・成分名と混合比率を書いて下さい。ばらつきがある場合は範囲で構いません。 ・商品名ではなく物質名を書いて下さい。重要と思われる微量物質も記入して下さい。		
4	廃棄物の種類 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> 廃油 <input type="checkbox"/> 廃酸 <input type="checkbox"/> 廃アルカリ <input type="checkbox"/> その他() ※ 廃棄物が以下のいずれかに該当する場合 <input type="checkbox"/> 石綿含有産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等 <input type="checkbox"/> 引火性廃油 <input type="checkbox"/> 強アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 指定下水汚泥 <input type="checkbox"/> 廃酸(有害) <input type="checkbox"/> 引火性廃油(有害) <input type="checkbox"/> 感染性廃棄物 <input type="checkbox"/> 銻さい(有害) <input type="checkbox"/> 廃アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 強酸 <input type="checkbox"/> PCB等 <input type="checkbox"/> 燃えがら(有害) <input type="checkbox"/> ばいじん(有害) <input type="checkbox"/> 強酸(有害) <input type="checkbox"/> 廃水銀等 <input type="checkbox"/> 廃油(有害) <input type="checkbox"/> 13号廃棄物(有害) <input type="checkbox"/> 強アルカリ <input type="checkbox"/> 廃石綿等 <input type="checkbox"/> 汚泥(有害)		
5	特定有害廃棄物 ()には混入有りは○、無しは×、混入の可能性があれば△ <input type="checkbox"/> 分析表添付(廃棄物処理法)	アルキル水銀 () トリクロロエチレン () 1,3-ジクロロプロペン () 水銀又はその化合物 () テトラクロロエチレン () チウラム () カドミウム又はその化合物 () ジクロロメタン () シマジン () 鉛又はその化合物 () 四塩化炭素 () チオベンカルブ () 有機燐化合物 () 1,2-ジクロロエタン () ベンゼン () 六価クロム化合物 () 1,1-ジクロロエチレン () セレン () 砒素又はその化合物 () シス-1,2-ジクロロエチレン () ダイオキシン類 () シアン化合物 () 1,1,1-トリクロロエタン () 1,4-ジオキサン () PCB () 1,1,2-トリクロロエタン ()		
6	PRTR対象物質	届出事業所(該当・非該当)、委託する廃棄物の該当・非該当(該当・非該当) ※ 委託する廃棄物に第1種指定化学物質を含む場合、その物質名を書いて下さい。		
7	水道水源における消毒副生成物 前駆物質	生成物質:ホルムアルデヒド(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> ヘキサメチレンテトラミン(HMT) <input type="checkbox"/> 1,1-ジメチルヒドラジン(DMH) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルアニリン(DMAN) <input type="checkbox"/> トリメチルアミン(TMA) <input type="checkbox"/> テトラメチルエチレンジアミン(TMED) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) <input type="checkbox"/> ジメチルアミノエタノール(DMAE) 生成物質:クロロホルム(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> アセトンジカルボン酸 <input type="checkbox"/> 1,3-ジハイドロキシルベンゼン(レゾルシノール) <input type="checkbox"/> 1,3,5-トリヒドロキシベンゼン <input type="checkbox"/> アセチルアセトン <input type="checkbox"/> 2'-アミノアセトフェノン <input type="checkbox"/> 3'-アミノアセトフェノン 生成物質:臭素酸(オゾン処理により生成)、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルム(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> 臭化物(臭化カリウム等)		
8	その他含有物質 ()には混入有りは○、無しは×、混入の可能性があれば△ <input type="checkbox"/> 分析表添付(組成)	硫黄 () 塩素 () 臭素 () ヨウ素 () フッ素 () 炭酸 () 硝酸 () 亜鉛 () ニッケル () 銅 () アルミ () アンモニア () ホウ素 () その他 ()		

9	有害特性 (有・無・不明)	<input type="checkbox"/> 爆発性 <input type="checkbox"/> 引火性(°C) <input type="checkbox"/> 可燃性 <input type="checkbox"/> 自然発火性(°C) <input type="checkbox"/> 禁水性 <input type="checkbox"/> 酸化性 <input type="checkbox"/> 有機過酸化物 <input type="checkbox"/> 急性毒性 <input type="checkbox"/> 感染性 <input type="checkbox"/> 腐食性 <input type="checkbox"/> 毒性ガス発生 <input type="checkbox"/> 慢性毒性 <input type="checkbox"/> 生態毒性 <input type="checkbox"/> 重合反応性 <input type="checkbox"/> その他()
10	廃棄物の物理的 性状・化学的性状	形状() 臭い() 色() 比重() pH() 沸点() 融点() 発熱量() 粘度() 水分()
11	品質安定性	経時変化(有・無) 有る場合は具体的に記入
12	関連法規	危険物(消防法)・特化則(特定化学物質障害予防規則)・有機溶剤・毒劇物・悪臭
13	荷姿	<input type="checkbox"/> 容器() <input type="checkbox"/> 車両() <input type="checkbox"/> その他()
14	排出頻度 数量	頻度(スポット・継続予定) () kg・t・% _v ・m ³ ・本・缶・袋・個 /年・月・週・日
15	特別注意事項 (有・無)	※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載 ・避けるべき処理方法、安全のため採用すべき処理方法 ・他の廃棄物との混合禁止 ・粉じん爆発の可能性 ・容器腐食性の可能性/注意点 ・廃棄物の性状変化などに起因する環境汚染の可能性 ・環境中に放出された後の支障発生の可能性(消毒用塩素等との反応により他の物質を生成し、水道取水障害に至る可能性等) 等

【参考】 その他の情報

- ・ サンプル等提供 (均一サンプル有・不均一サンプル有・サンプルの一部分有・サンプル無・写真有)
- ・ 産業廃棄物の発生工程等
 「3廃棄物の組成・成分情報」を推定する根拠となる、使用原材料・有害物質・不純物の混入、排出場所がわかる発生工程の説明を書いてください。工程前からの持ち込み成分があれば書いてください。工程図への記入でも可。
 (処理業者においては、不純物混入の可能性や廃棄物成分のブレ幅の推定、分析頻度等の判断材料となります。)

<排出事業者及び処理業者内容確認欄>

No.	内容確認日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	備考

<変更履歴>

No.	変更日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容

様式作成 環境省

様式集

<参考様式>

■質問（回答）

- ・質問書

■競争参加資格の確認・結果通知

- ・競争参加資格確認申請書 ※

■入札

- ・委任状 ※
- ・入札書 ※
- ・入札書（代理人ありの場合）※
- ・辞退理由書

以上の様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式 一般競争入札：最低価格落札方式（国内向け物品・役務等）」よりダウンロードできます。

(https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html)

■様式集別紙

- ・確約書 ※

※印のある様式については、本件公示資料にもword形式で添付してあります。

なお、各様式のおもてには、以下の事項を記載してください。

- ・宛先：独立行政法人国際協力機構 東京センター 契約担当役 所長
- ・業務名称：JICA 東京低濃度 PCB 廃棄物の収集運搬及び処分業務委託
- ・公告日：2020年10月7日
- ・入札日：2020年11月6日

(別添様式)

競争参加資格確認申請書

年 月 日

独立行政法人国際協力機構
東京センター
契約担当役 所長 殿

住所
商号又は名称
代表者役職・氏名 ④

(担当者氏名)
(電話：) FAX：)
(E-mail：)
(文書送付先住所) ※2
(整理番号：) ※3

2020年10月7日付で公告のありました「JICA 東京低濃度 PCB 廃棄物の収集運搬及び処分業務委託」への参加を希望します。

つきましては、当社の必要な競争参加資格について確認されたく、申請します。

以上

※1 共同企業体を結成する場合には、共同企業体構成員全ての競争参加資格確認申請書を共同企業体代表者がまとめて提出してください。

※2 会社住所と異なる場合にご記入ください。

※3 当機構より整理番号の通知を受けた場合は、取得された整理番号（7桁）を記入願います。

委 任 状

20〇〇年 月 日

独立行政法人国際協力機構
東京センター
契約担当役 所長 殿

住所
商号／名称
代表者役職・氏名 ㊟

私は、弊社社員 ㊟ を代理人と定め、下記の事項を委任
します。

委 任 事 項

「JICA 東京低濃度 PCB 廃棄物の収集運搬及び処分業務委託」について、2020 年
11 月 6 日に行なわれる貴センターの入札会に関する一切の権限

以上

-
- ※ 法人の名称又は商号並びに代表者名を明記し、押印してください。
 - ※ 代表者印を押印ください。ただし、社印でも有効とします。
 - ※ 受任者（代理人）の氏名及び押印が必要です。
 - ※ 「入札会に関する一切の権限」には、以下が含まれると認識しています。
 - ・入札会への立会及び入札会における入札執行者との質疑応答
 - ・入札書の作成と入札箱への投函（一般競争入札（総合評価落札方式）においては、入札書は事前に提出されているため、入札書の作成及び投函は「入札会に関する」事項には当てはまらず、本委任の対象外です。但し、再入札では、入札会において入札書を作成の上投函するため、本委任事項の対象となります。）
 - ※ 様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式 一般競争入札：最低価格落札方式（国内向け物品・役務等）」もしくは「様式 一般競争入札：総合評価落札方式（国内向け物品・役務等）」よりダウンロードできます。
http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html
http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html

入 札 書

2020年 月 日

独立行政法人国際協力機構
東京センター
契約担当役 所長 殿

住所
商号/名称
代表者役職・氏名



【JICA 東京低濃度 PCB 廃棄物の収集運搬及び処分業務委託】

標記の件について入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ、一括下記のとおり入札いたします。

金							0	0	0	円
---	--	--	--	--	--	--	---	---	---	---

- * 入札金額は消費税及び地方消費税の額を除いた金額としてください。契約金額は、入札金額に消費税及び地方消費税の額（入札金額×10%）を加算した額とします。
- * 金額は千円単位としてください。

以 上

(様式3の2)

入札書
(代理人を立てる場合)

2020年 月 日

独立行政法人国際協力機構
東京センター
契約担当役 所長 殿

住所
商号/名称
代表者役職・氏名
代理人氏名

印

【JICA 東京低濃度 PCB 廃棄物の収集運搬及び処分業務委託】

標記の件について入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ、一括下記のとおり入札いたします。

金							0	0	0	円
---	--	--	--	--	--	--	---	---	---	---

- * 入札金額は消費税及び地方消費税の額を除いた金額としてください。契約金額は、入札金額に消費税及び地方消費税の額（入札金額×10%）を加算した額とします。
- * 金額は千円単位としてください。

以上

〔産業廃棄物の処分業者が入札に参加する収集運搬業者と提携し処分を行う場合〕

確約書

2020年 月 日

独立行政法人国際協力機構
東京センター
契約担当役 所長 殿

住所
商号／名称
代表者役職・氏名 ⑧

私は、2020年10月7日付けで公告のあった「JICA東京低濃度PCB廃棄物の収集運搬及び処分業務委託」の調達について、入札者が落札した場合には、下記のとおり履行することを確約します。

記

1. 確約事項

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項もしくは第15条の4の4第1項の規定による許可業務について、2に記載する確約価格に消費税及び地方消費税を加算した額により、貴職と契約を締結すること。

2. 処分する産業廃棄物の種類及び確約価格

処分する 産業廃棄物の種類	予定数量	確約価格 (消費税及び地方消費税抜き)
低濃度PCB 廃棄物	特記仕様書のとおり	円

以上